

独立行政法人教職員支援機構運営基本理念・運営方針

平成29年4月1日

理事長決定

改正 令和4年6月23日

独立行政法人教職員支援機構(以下「機構」という。)は、学校教育関係職員等に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質の向上を図ることを目的としており、この目的を達成するため、以下6つの業務を実施することとなっている。

- ① 学校教育関係職員等に対する研修
- ② 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
- ③ 学校教育関係職員等を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
- ④ 学校教育関係職員等の資質に関する調査研究及びその成果の普及
- ⑤ 免許法認定講習等の認定に関する事務
- ⑥ 教員資格認定試験の実施に関する事務

養成・採用・研修の一体的な改革の推進と教員の資質向上を実現するため、これらの事業を着実に実施するとともに、機構のさらなる機能強化・充実に向け、運営基本理念及び運営方針を定める。

1. 運営基本理念

- (1) 教員研修の実施に当たっては、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修や調査研究等を実施することにより、我が国の教員の資質能力向上に寄与する。
- (2) 事務及び事業の遂行に当たっては、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る。

2. 運営方針

- (1) 理事長のリーダーシップの下、その明確な指示に基づき業務に当たること。
- (2) 最新の政策動向及び学校教育を取り巻く諸課題を踏まえ、事業の企画・立案、実施、評価を着実にを行い、絶えず質の高い研修や調査研究等を実施すること。

- (3) 学校関係職員等に対する総合的な支援拠点として機能するよう、国、行政、大学等と連携協力体制を構築すること。
- (4) 受講生の安全、安心と一定の快適性を確保できるよう、研修環境の整備を進めること。
- (5) 機構の機能強化に向けた取組を推進すること。
- (6) 事務及び事業の遂行に当たっては、機構や独立行政法人を取り巻く状況など社会の変化や要請を踏まえること。
- (7) 別に定める機構行動規範に基づき、職務を遂行すること。